

# 入札監理小委員会における審議の結果報告

## 「医業未収金」支払案内等業務委託

(独)労働者健康福祉機構における医業未収金の支払案内等業務委託について、全国32労災病院等(34施設)において、平成21年10月から3年間の契約により、落札者による事業を実施する旨、公共サービス改革基本方針(別表)に定められている。これに基づき、(独)労働者健康福祉機構より提出された実施要項(案)について、入札監理小委員会において審議したのでその結果を以下のとおり報告する。

### 1. 弁護士法第72条との関係

( )内は実施要項(案)のページ数

#### 【論点】

- ・今回の事業内容と弁護士法第72条(非弁護士の法律事務の取扱い等の禁止)との関係は整理できているか。

#### 【対応】

- ・弁護士法第72条に抵触する可能性のある未収金は委託対象外とし、また、委託後、抵触するおそれがあることが判明した場合、委託債権から除外することとした(実施要項2頁)。
- ・民間事業者が報告すべき弁護士法第72条に抵触するおそれがある具体的な類型をあらかじめ定めることとした(実施要項4頁)。
- ・機構が委託除外債権と判断した債権と民間事業者が報告すべき具体的な類型とは必ずしも一致しない場合があるため、その旨実施要項に括弧書きで追記した(実施要項3頁)。
- ・また、(独)国立病院機構と同様にトラブル・苦情等があった場合には、速やかに調査等を行うこととともに、事業評価時、対応記録等の抽出検査を実施し、法律専門家(弁護士等)などによる検証を行うこととした(実施要項11、15～16頁)。
- ・委託費が実績報酬体系であることとの関係から、弁護士法第72条に抵触する行為を誘発しかねないので、民間事業者による業務の実施をしっかりとモニタリングするとともに、不適切な業務の実施が見られた場合には厳正に対処するよう機構と確認した。

## 2. 医業未収金の消滅時効の起算点について

### 【論点】

- ・本事業における医業未収金の消滅時効の起算点は、当初、「請求日又は請求書発行日」と規定されていたが、請求日なのか、それとも、請求書発行日なのかを明確に規定すべきである(実施要項2頁)。

### 【対応】

- ・請求日と請求書発行日にずれが生じる場合があるため、「診療行為の行われた最終日」である請求日をもって消滅時効の起算点とする旨規定を改めた。

以 上